

第9回

あわらし都市計画審議会

議案書

日 時 平成23年3月16日(水) 午後2時00分～

場 所 あわらし市役所 301 会議室

議案一覧表

議案 番号	件 名	都市計画を 定める者	頁
1	嶺北北部都市計画道路の変更に対する意見について	福 井 県	2
2	嶺北北部都市計画道路の変更について	あわら市	22

議案第1号

平成23年3月 日付けあ建第 号

あわら市長付議

嶺北北部都市計画道路の変更案に対する意見について

- 1 嶺北北部都市計画道路の変更案（福井県決定）に対する意見

平成23年3月16日 提出

あわら市都市計画審議会
会長 川上 洋司

嶺北北部都市計画道路の変更案（福井県決定）に対する意見（案）

嶺北北部都市計画道路の変更案については異議がない。

嶺北北部都市計画道路の変更(福井県決定) (案)

都市計画道路中 3・4・5号金津三国線および3・6・19号芦原三国線を次のように変更する

種別	名称		位置			区域		構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・5	金津三国線	あわら市 春宮 1丁目	あわら市 布目 17字		約5,540m	地表式	2車線	16m	えちぜん鉄道三国芦原線と平面交差 幹線街路と平面交差9箇所	
			なお、あわら市春宮1丁目地内に芦原温泉駅前広場(約4,300㎡)を設ける。								
	3・6・19	芦原三国線	あわら市 田中々 4字	あわら市 舟津 15字		約1,290m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差5箇所	

「区域および構造は、計画図表示のとおり」

理由

別添変更理由書のとおり

変更理由書

3・4・5号 金津三国線
3・6・19号 芦原三国線

嶺北北部都市計画道路 3・4・5号金津三国線は、JR芦原温泉駅を起点とし、旧金津町の中心市街地を横断、旧芦原町市街地南部を通り、坂井市三国町に連絡する幹線道路である。

3・4・5号金津三国線のうち、旧金津町市街地と旧芦原町市街地を連絡する3・4・3号嶺北縦貫線(主要地方道福井金津線)との交差点から3・6・19号芦原三国線(主要地方道福井加賀線)との交差点までの区間については、3・4・3号嶺北縦貫線との交差点から市道重義国影線との交差点までの約1,500mが整備済みとなっている。

今回、当該区間のうち未整備となっている市道重義国影線との交差点から3・6・19号芦原三国線の交差点までの区間において、用途地域(第一種住居地域)が指定されている当路線の北側沿道の土地利用の向上、安全で円滑な自動車交通確保のため、線形の変更および交差点部の右折レーン設置を行うこととし、都市計画道路の区域を変更する。

また、3・4・5号金津三国線の交差点隅切り形状の変更に伴い、3・6・19号芦原三国線の起点を併せて変更する。

嶺北北部都市計画道路の変更(福井県決定) (案)

新旧対照表

変更前:()

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	() 3・4・5	() 金津三国線	() あわら市 春宮 1丁目	() あわら市 布目 17字		(5,530) 約5,540m	() 地表式	() 2車線	() 16m	() えちぜん鉄道三国芦原 線と平面交差 () 幹線街路と平面交差9 箇所	
			() なお、あわら市春宮1丁目地内に芦原温泉駅前広場(約4,300㎡)を設ける。								
	() 3・6・19	() 芦原三国線	() あわら市 田中々 4字	() あわら市 舟津 15字		(1,300) 約1,290m	() 地表式	() 2車線	() 11m	() 幹線街路と平面交差5 箇所	

嶺北北部都市計画道路の変更(福井県決定)



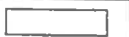
変更概要

名称	変更区間	変更概要
3・4・5号金津三国線	あわら市重義6字 ～ あわら市田中々18字	道路区域の変更 ・変更区間延長 約1,100m ・線形の変更 ・交差点の変更 右折レーン設置および隅切り形状
3・6・19号芦原三国線	あわら市田中々4字	道路区域の変更 ・変更区間延長 約10m ・起点位置の変更

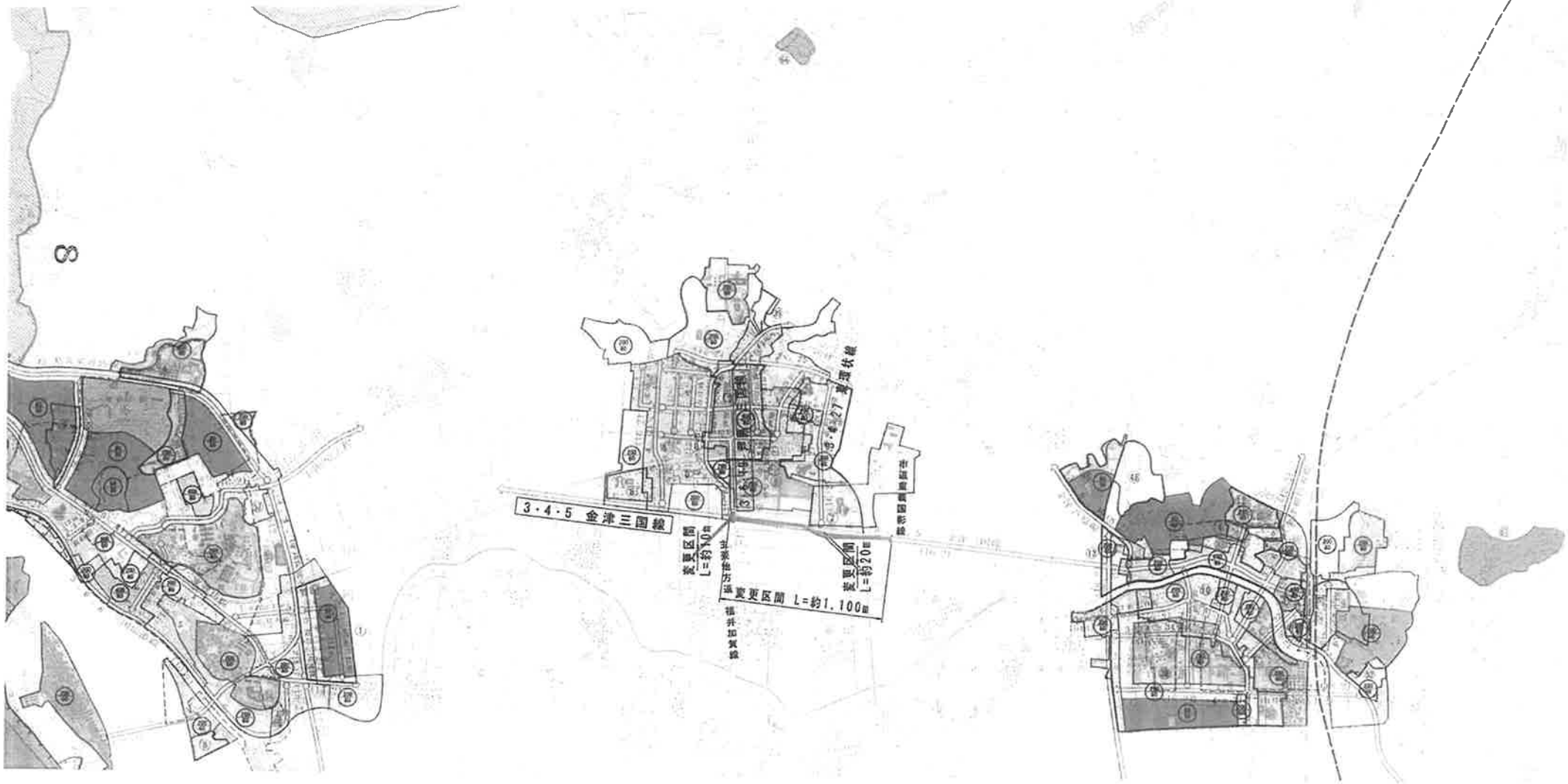
福井県

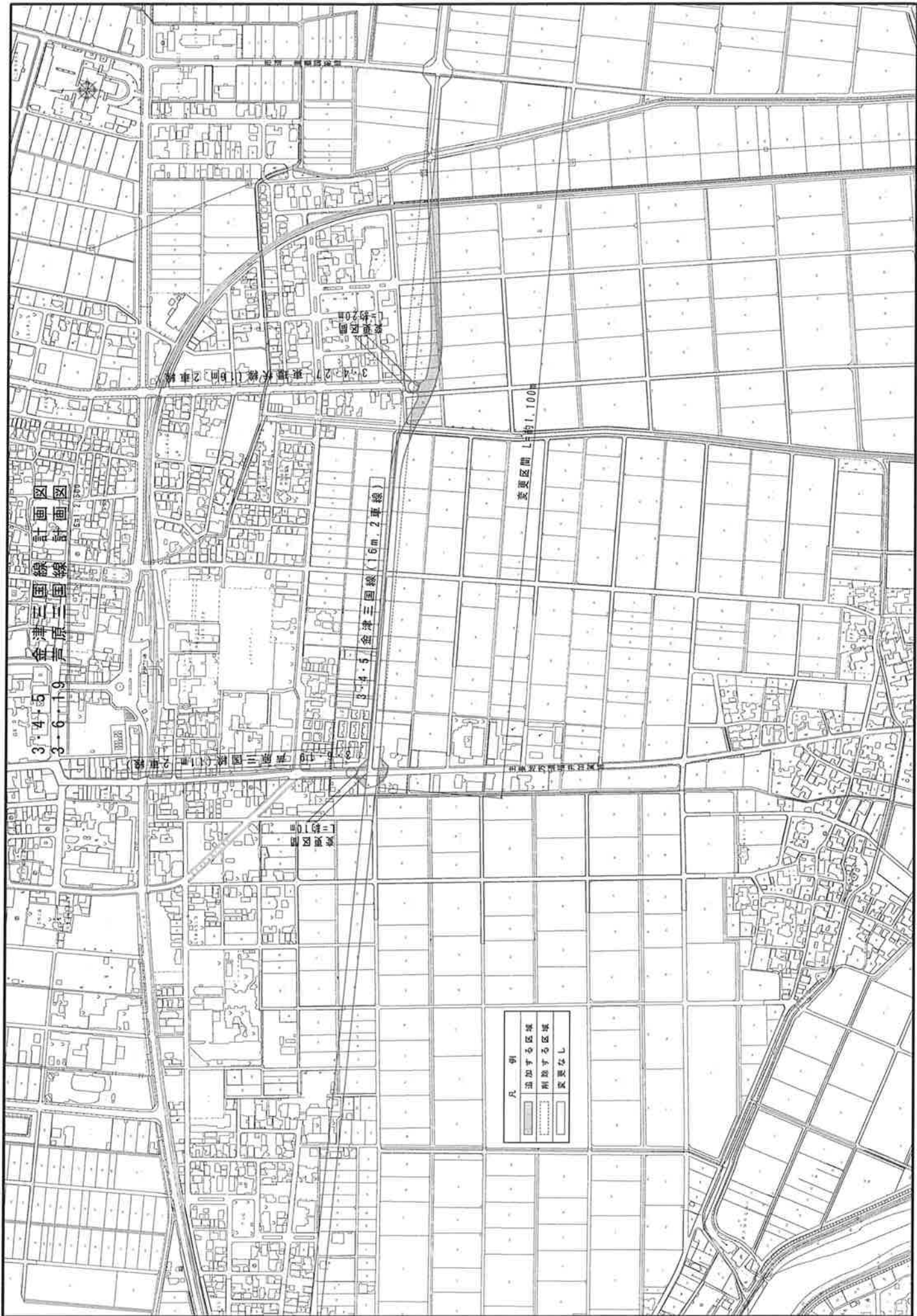
嶺北北部都市計画総括図

凡 例

	追加する区域
	削除する区域
	変更なし

1:25,000





嶺北北部都市計画道路の変更（福井県決定）

都市計画の変遷

嶺北北部都市計画道路 3・4・5号金津三国線

昭和40年 9月24日 建設省告示第2835号

2・2・2号金津三国線 L=3,400m W=16.0m
芦原町重義7字～芦原町布目17字

昭和41年 4月13日 建設省告示第1250号

2・2・2号金津三国線 L=2,080m W=16.0m
国鉄金津駅前広場～北金津51字

なお

起点付近 金津駅前広場 A=2,000㎡

昭和45年 6月19日 県告示第566号

3・4・1号金津三国線
(番号の変更)

国鉄金津駅前広場～北金津51字

なお

起点付近 金津駅前広場 A=2,000㎡

昭和45年 6月19日 県告示第571号

3・4・4号金津三国線
(番号の変更)

芦原町重義7字～芦原町布目17字

昭和46年 7月20日 県告示第599号

3・4・1号金津三国線 L=2,130m W=16.0m
(起点、延長の変更)

金津町新富106字～北金津51字

ただし、

金津町新富106字～金津町新富89字 L=50m W=8～14m

なお、

起点付近 金津駅前広場 A=4,300㎡

昭和47年 8月11日 県告示第 764号

3・4・5号金津三国線 L=5,530m W=16.0m

(都市計画区域名の変更に伴う名称変更、番号の変更)

金津町新富106字～芦原町布目17字

ただし、

金津町新富106字～金津町新富89字 L=50m W=8～14m

なお、

起点付近 金津駅前広場 A=4,300m²

平成13年 3月 6日 県告示第 155号

3・4・5号金津三国線 L=5,530m W=16.0m 2車線

(車線の数の追加)

金津町春宮1丁目～芦原町布目17字

ただし、

金津町春宮1丁目～金津町春宮1丁目 L=50m W=8～14m

なお、

起点付近 芦原温泉駅前広場 A=4,300m²

平成17年 3月29日 県告示第 309号

3・4・5号金津三国線 L=5,530m W=16.0m 2車線

(一部線形の変更、交差点区域の拡大)

あわら市春宮1丁目～あわら市布目17字

ただし、

あわら市春宮1丁目～あわら市春宮1丁目 L=50m W=8～14m

なお、

起点付近 芦原温泉駅前広場 A=4,300m²

嶺北北部都市計画道路の変更（福井県決定）

都市計画の変遷

嶺北北部都市計画道路 3・6・19号芦原三国線

昭和31年 6月23日 建設省告示第1035号

Ⅱ・3・3号芦原三国線 L=700m W=11m

Ⅱ・3・2号交会点～芦原町舟津14ノ4

ただしⅡ・3・6号交会点～計画終点 l=200m w=8m

昭和38年12月28日 建設省告示第3261号

Ⅱ・3・3号芦原三国線 L=946m W=11m

（終点位置の変更）

芦原町舟津～芦原町田中

ただし舟津～舟津 l=40m w=8m

二面～二面 l=48m w=15m

昭和40年 9月24日 建設省告示第2835号

2・3・3号芦原三国線 L=1,300m W=11.0m

（起終点位置の変更）

芦原町田中々2字6番地～芦原町舟津ほ～1番地

ただし田中々2字6番地～温泉3丁目51 l=330m w=16m

舟津14字34番地～舟津ほ～1番地 l=250m w=12m

昭和45年 6月19日 県告示第571号

3・6・2号芦原三国線 L=1,300m W=11.0m

（番号の変更）

芦原町田中々4字～芦原町舟津15字

ただし田中々4字～田中々1字 l=330m w=16m

舟津10字～舟津14字 l=250m w=12m

昭和47年 8月11日 県告示第764号

3・6・19号芦原三国線 L=1,300m W=11.0m

（都市計画区域名の変更に伴う名称変更、番号の変更）

芦原町田中々4字18番地～芦原町舟津15字1-1

ただし田中々4字18番地～田中々1字3番地 l=330m w=16m

舟津34字1-3～舟津15字1-1 l=250m w=12m

平成13年 3月 6日 県告示第 155号

3・6・19号芦原三国線 $L=1,300\text{m}$ $W=11.0\text{m}$ 2車線

(車線の数の追加)

幹線街路と平面交差 5箇所

芦原町田中々4字～芦原町舟津15字

ただし田中々4字～田中々1字 $l=330\text{m}$ $w=16\text{m}$

舟津34字～舟津15字 $l=250\text{m}$ $w=12\text{m}$

設計条件

1. 道路設計条件

路線名：3・4・5号金津三国線

計画交通量：4,900 台/日 (平成42年)

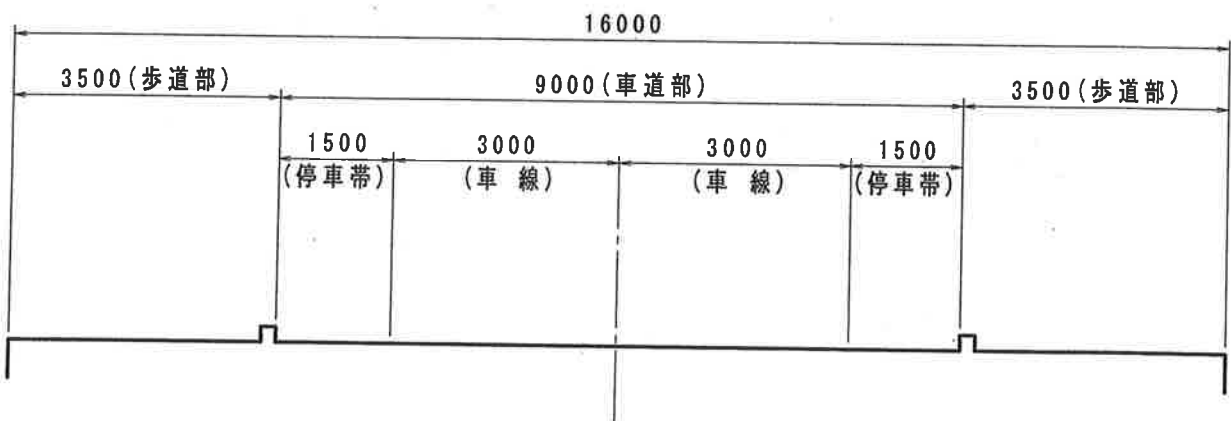
道路の区分：第4種第2級 (普通道路)

設計速度：V=50 km/h

幅員構成：W=16.0 m (3.50+1.50+3.00+3.00+1.50+3.50)

【本線部幅員構成図】

一般部



交差点部



2. 道路構造基準

(1) 道路の区分

第4種 第2級

道路の計画、設計の基礎となる区分は、高速自動車国道及び自動車専用道路とそれ以外の道路の別、道路の存する地域、地形の状況および計画交通量に応じて、次のように区分する。

道路の存する地域 高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別	地方部	都 市 部
	高速自動車国道及び自動車専用道路	第 1 種
そ の 他 の 道 路	第 3 種	第 4 種

『道路構造令の解説と運用 P117』

第4種の道路

道路の種類	計画交通量(台/日)			
	10,000 以上	4,000 以上 10,000 未満	500 以上 4,000 未満	500 未満
一 般 国 道	第 1 級		第 2 級	
都 道 府 県 道	第 1 級	第 2 級	第 3 級	
市 町 村 道	第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級

『道路構造令の解説と運用 P118』

a. 普通道路

普通道路とは、道路構造令第4条に規定する小型自動車、普通自動車、セミトレーラ連結車の通行の用に供することを目的とする道路であり、通行機能、アクセス機能など一般的な機能を有する道路である。

b. 小型道路

小型道路とは、設計車両を道路構造令第4条に規定する小型自動車等のみの通行の用に供することを目的とする道路であり、主に通行機能を考慮した道路である。

『道路構造令の解説と運用 P123』

(2) 設計速度

$V=50 \text{ km/h}$

道路の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度 (km/h)	
		標準値	特例値
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

『道路構造令の解説と運用 P144』

(3) 横断面構成要素

① 車線

$W=3.00 \text{ m}$

車線の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

区 分		車線の幅員 (m)	
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び 第3級	普通道路	3.00
		小型道路	2.75

『道路構造令の解説と運用 P179』

② 車線数

2車線

道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線の数は、2とする。

区 分		設計基準交通量 (台/日)	計画交通量 (台/日)
第4種	第1級	12,000	4,900
	第2級	10,000	
	第3級	9,000	

『道路構造令の解説と運用 P176』

③ 路 肩

$W=0.5\text{ m}$

道路の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の道路の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない箇所については、同表の道路の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (m)	
第 1 種	第 1 級 及び 第 2 級	普通道路	2.50	1.75
		小型道路	1.25	
	第 3 級 及び 第 4 級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1.00	
第 2 種		普通道路	1.25	
		小型道路	1.00	
第 3 種	第 1 級	普通道路	1.25	0.75
		小型道路	0.75	
	第 2 級から 第 4 級まで	普通道路	0.75	0.50
		小型道路	0.50	
	第 5 級		0.50	
第 4 種		0.50		

『道路構造令の解説と運用 P203』

④ 停 車 帯

$W=1.5\text{ m}$

第 4 種（第 4 級を除く）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

停車帯の幅員は、2.5mとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5mまで縮小することができる。

『道路構造令の解説と運用 P215』

当該路線では、大型車が停車する状況は少ないものと判断されることから、縮小値である 1.5 mを採用するものとする。

⑤ 歩 道

$W=3.5\text{ m}$ (自転車歩行者道の幅員+施設帯幅)

当該路線は、郊外に接する路線であり、歩行者および自転車の交通量は少ないと判断されるため、自転車歩行者道の設置が現実的な対応と考えられる。

自転車と歩行者が同一の部分を利用する場合、歩行者と自転車のあつれきが生じ、歩行者にとって危険となる場合もあると考えられるが、自転車の交通量が少ない場合には、適切な幅員とすることにより、危険性の相当部分は回避できるものと考えられる。

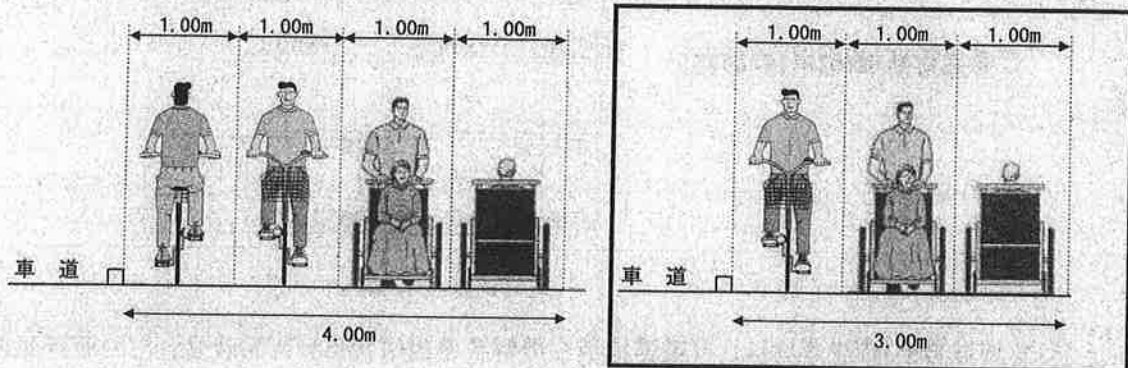
『道路構造令の解説と運用 P224』

自転車歩行者道の幅員=3.0 m

自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては 4m以上、その他の道路にあつては 3m以上とするものとする。

『道路構造令の解説と運用 P227』

当該路線は、歩行者の交通量は少ないと判断されるため、3.0mを採用するものとする。



自転車歩行者道の幅員の考え方

施設帯幅=0.5 m

都市部の道路では、都市施設の一つとして必要な幅員、例えば、道路の美観、沿道環境の保全、路上施設・地下埋設物の収容等を図るための幅員を有する必要がある。

歩道に横断歩道橋等を設ける場合にあつては 3m、ベンチの上屋を設ける場合にあつては 2m、並木を設ける場合にあつては 1.5m、ベンチを設ける場合にあつては 1m、防護柵や標識等、その他の路上施設を設ける場合にあつては 0.5mを加えた幅員とすることとしている。

当該路線においては、標識および路上施設を設けるための幅員として 0.5mを確保するものとする。

地元説明会の経緯と概要

- | | | | | | |
|----------|--------------------------|-------|------|-------|-------|
| 1. 田中々区 | | | | | |
| 日時 | 平成23年1月16日(日)8:30~9:30 | | | | |
| 場所 | 田中々公民館 | | | | |
| 参加者 | 地元住民 40名 | | | | |
| | あわら市役所 | 建設課 | 堀江課長 | 松永補佐 | |
| | 三国土木事務所 | 地域整備課 | 伊藤課長 | 酒井主任 | 辻企画主査 |
| 概要 | (1)都市計画変更について | | | | |
| | (2)今後の事業の流れ | | | | |
| 結論 | 都市計画に関する意見なし | | | | |
| 2. 田中温泉区 | | | | | |
| 日時 | 平成23年1月16日(日)15:00~16:00 | | | | |
| 場所 | 清風荘 | | | | |
| 参加者 | 地元住民 16名 | | | | |
| | あわら市役所 | 建設課 | 堀江課長 | 松永補佐 | |
| | 三国土木事務所 | 地域整備課 | 伊藤課長 | 辻企画主査 | |
| 概要 | (1)都市計画変更について | | | | |
| | (2)今後の予定 | | | | |
| 結論 | 都市計画に関する意見なし | | | | |
| 3. 東温泉区 | | | | | |
| 日時 | 平成23年1月17日(月)19:00~20:00 | | | | |
| 場所 | 東温泉区公民館 | | | | |
| 参加者 | 地元住民 21名 | | | | |
| | あわら市役所 | 建設課 | 堀江課長 | 松永補佐 | |
| | 三国土木事務所 | 地域整備課 | 伊藤課長 | 酒井主任 | 辻企画主査 |
| 概要 | (1)都市計画変更について | | | | |
| | (2)今後の予定 | | | | |
| 結論 | 都市計画に関する意見なし | | | | |
| 4. 重義区 | | | | | |
| 日時 | 平成23年1月25日(火)19:30~20:30 | | | | |
| 場所 | 重義集落センター | | | | |
| 参加者 | 地元住民 9名 | | | | |
| | あわら市役所 | 建設課 | 堀江課長 | 松永補佐 | |
| | 三国土木事務所 | 地域整備課 | 伊藤課長 | 酒井主任 | 辻企画主査 |
| 概要 | (1)都市計画変更について | | | | |
| | (2)今後の予定 | | | | |
| 結論 | 都市計画に関する意見なし | | | | |
| 5. 番田区 | | | | | |
| 日時 | 平成23年1月26日(水)19:30~20:30 | | | | |
| 場所 | 番田区区民館 | | | | |
| 参加者 | 地元住民 28名 | | | | |
| | あわら市役所 | 建設課 | 堀江課長 | 松永補佐 | |
| | 三国土木事務所 | 地域整備課 | 伊藤課長 | 酒井主任 | 辻企画主査 |
| 概要 | (1)都市計画変更について | | | | |
| | (2)今後の予定 | | | | |
| 結論 | 都市計画に関する意見なし | | | | |

関係機関との協議結果

1. 公安委員会

- 日時 平成23年1月17日
場所 福井県警本部交通規制課
出席者 福井県警本部交通規制課、あわら警察署交通課、三国土木事務所
協議事項 3箇所の交差点について
(県道)主要地方道福井加賀線との交差点
1. 供用開始時はT字路となることから、都市計画上の交差点形状になるまでの形状については事業実施時に協議すること
(市道)東環状線との交差点
1. 東環状線は、現在北側の市道との交差点と踏切が近接しており大型車通行禁止であり、設計対象車両は、提案のとおり縮小案(幅2.5m長さ10.0m)としてよい。市道は大型車の通行禁止とする。
2. 金津三国線の横断歩道については、当初は西側のみとする。将来東側も設置する場合も考慮し、交差点形状は計画のままでよい。
3. 事業実施時には、詳細について再度協議すること
(市道)重義国影線との交差点
1. 事業実施時には、詳細について再度協議すること
なお、上記交差点の信号機設置にあたっては、供用開始年度の前年度4月までには協議すること
- 結論 了承

1. 鉄道事業者

- 日時 平成23年1月6日(文書による協議は1月24日付で回答)
場所 えちぜん鉄道本社
出席者 えちぜん鉄道技術部、三国土木事務所
協議事項 交差位置の変更について
1. 曲線部から離れ、交差角も若干緩和され、踏切道の面積も縮小できるので、安全性が向上する。
2. 事業実施時には、再度協議すること
- 結論 了承

1. 土地改良区 (芦原排水路の管理者)

- 日時 平成23年12月21日
場所 あわら市役所
出席者 あわら土地改良区、あわら市建設課、あわら市農林水産課、三国土木事務所
協議事項 あわら排水路と道路との交差位置、排水路の計画断面、構造について
1. 交差位置は、特に問題ない。
2. 断面は市上下水道課計画の断面を採用し、現況排水路中心から、両側拡幅でよい。
3. 構造は、道路が前後の田圃との高低差が小さくなるようなものにする
こと
4. 事業実施時には、再度協議すること
- 結論 了承

都市計画の策定の経緯の概要

嶺北北部都市計画道路の変更（福井県決定）

事 項	時 期	備 考
説明会	平成 23 年 1 月 16 日（日）	田中々区
	平成 23 年 1 月 16 日（日）	田中温泉区
	平成 23 年 1 月 17 日（月）	東温泉区
	平成 23 年 1 月 25 日（火）	重義区
	平成 23 年 1 月 26 日（水）	番田区
計画案の縦覧	平成 23 年 2 月 18 日（金）	
	平成 23 年 3 月 4 日（金）	
あわら市都市計画審議会	平成 23 年 3 月 16 日（水）	
福井県都市計画審議会	平成 23 年 3 月 23 日（水）	

議案第 2 号

平成 23 年 3 月 日付けあ建第 号

あわら市長付議

嶺北北部都市計画道路の変更について

1 嶺北北部都市計画道路の変更（あわら市決定）

平成 23 年 3 月 16 日 提出

あわら市都市計画審議会
会 長 川 上 洋 司

嶺北北部都市計画道路の変更(あわら市決定) (案)

都市計画道路中 3・4・27号東環状線を次のように変更する

種別	名称		位置			区域		構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・27	東環状線	あわら市 番田 8字	あわら市 二面 23字		約950m	地表式	2車線	16m	えちぜん鉄道三国芦原線と平面交差 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域および構造は、計画図表示のとおり」

理由

別添変更理由書のとおり

変更理由書

3・4・27号 東環状線

嶺北北部都市計画道路 3・4・27号東環状線は、3・4・5号金津三国線との交差点を起点とし、3・5・25号舟津二面線との交差点を終点とする、旧芦原町市街地東部を縦断する幹線道路である。

今回、3・4・5号金津三国線の都市計画道路の区域を変更することに伴い、3・4・27号東環状線の起点位置を変更することとし、都市計画道路の区域を変更する。

嶺北北部都市計画道路の変更(あわら市決定) (案)

新旧対照表

変更前:()

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	(#) 3・4・27	(#) 東環状線	(あわら市 番田7字) あわら市 番田8字	(#) あわら市 二面 23字		(930) 約950m	(#) 地表式	(#) 2車線	(#) 16m	(京福電鉄三国芦原線と平面交差) えちぜん鉄道三国芦原線と平面交差 (#) 幹線街路と平面交差3箇所	

嶺北北部都市計画道路の変更(あわら市決定)

変更概要

名称	変更区間	変更概要
3・4・27号東環状線	あわら市番田8字	道路区域の変更 ・変更区間延長 約20m ・起点位置の変更

嶺北北部都市計画道路の変更（あわら市決定）

都市計画の変遷

嶺北北部都市計画道路 東環状線

昭和40年 9月24日 建設省告示第2835号

2・2・3 東環状線 L=930m W=16m

芦原町番田7字～芦原町二面62字

昭和45年 6月19日 県告示第 571号

2・2・3 東環状線 L=930m W=16m

芦原町番田7字～芦原町二面23字

昭和45年 9月29日 県告示第8373号

2・2・3 東環状線 L=930m W=16m

芦原町二面7字～芦原町二面23字

ただし芦原町二面39字～芦原町二面36字 l=360m w=16～22m

昭和47年 8月11日 県告示第 764号

3・4・27 東環状線 L=930m W=16m

（番号の変更）

芦原町番田7字～芦原町二面36字

ただし芦原町二面36字～芦原町二面39字 l=360m w=16～22m

昭和50年 2月 4日 県告示第 81号

3・4・27 東環状線 L=930m W=16m

（構造の変更）

芦原町番田7字～芦原町二面23字

平成13年 2月23日 県告示第 117号

3・4・27 東環状線 L=930m W=16m(2車線)

(「車線の数」の追加)

京福電鉄三国芦原線と平面交差幹線街路と平面交差 3箇所
芦原町番田7字～芦原町二面23字

地元説明会の経緯と概要

1. 東温泉区

日時	平成23年1月17日(月)19:00～20:00				
場所	東温泉区公民館				
参加者	地元住民 21名 あわら市役所 建設課 堀江課長 松永補佐 三国土木事務所 地域整備課 伊藤課長 酒井主任 辻企画主査				
概要	(1)都市計画変更について (2)今後の予定				
結論	都市計画に関する意見なし				

2. 番田区

日時	平成23年1月26日(水)19:30～20:30				
場所	番田区区民館				
参加者	地元住民 28名 あわら市役所 建設課 堀江課長 松永補佐 三国土木事務所 地域整備課 伊藤課長 酒井主任 辻企画主査				
概要	(1)都市計画変更について (2)今後の予定				
結論	都市計画に関する意見なし				

関係機関との協議結果

1. 公安委員会

- 日時 平成23年1月17日
- 場所 福井県警本部交通規制課
- 出席者 福井県警本部交通規制課、あわら警察署交通課、三国土木事務所
- 協議事項 3箇所の交差点について
- (県道) 主要地方道福井加賀線との交差点
1. 供用開始時はT字路となることから、都市計画上の交差点形状になるまでの形状については事業実施時に協議すること
- (市道) 東環状線との交差点
1. 東環状線は、現在北側の市道との交差点と踏切が近接しており大型車通行禁止であり、設計対象車両は、提案のとおり縮小案(幅2.5m長さ10.0m)としてよい。市道は大型車の通行禁止とする。
 2. 金津三国線の横断歩道については、当初は西側のみとする。将来東側も設置する場合も考慮し、交差点形状は計画のままでよい。
 3. 事業実施時には、詳細について再度協議すること
- (市道) 重義国影線との交差点
1. 事業実施時には、詳細について再度協議すること
- なお、上記交差点の信号機設置にあたっては、供用開始年度の前年度4月までには協議すること
- 結 論 了承

都市計画の策定の経緯の概要

嶺北北部都市計画道路の変更（あわら市決定）

事 項	時 期	備 考
説明会	平成 23 年 1 月 17 日（月）	東温泉区
	平成 23 年 1 月 26 日（水）	番田区
県知事事前協議	平成 23 年 2 月 7 日（月）	
県知事事前協議回答	平成 23 年 2 月 9 日（水）	
計画案の縦覧	平成 23 年 2 月 18 日（金）	
	平成 23 年 3 月 4 日（金）	
あわら市都市計画審議会	平成 23 年 3 月 16 日（水）	
県知事同意協議	平成 23 年 3 月 22 日（火）	（予定）
県知事同意	平成 23 年 3 月 28 日（月）	（予定）
決定告示	平成 23 年 4 月上旬	（予定）